

組合員が、水震火災その他の非常災害により（盗難を除く。）住居や家財に損害を受けたときは、その程度に応じて災害見舞金が支給されます。

今回の台風・水害により、次の要件に該当すると思われる場合は、職場の共済組合事務担当の方に連絡をお願いします。

【災害見舞金】

組合員が、水震火災その他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

- ・住居または家財の3分の1以上の損害（門、塀、物置、車庫等を除く。）
- ・浸水の場合、床上 30 cm以上の損害